

令和8年度 江田島市奨学生募集要項

江田島市教育委員会
(学校教育課)

江田島市教育委員会では、経済的理由により修学に困難がある人に対し、学資の貸付けを行っています。

貸付けを希望する人は、この【募集要項】に、奨学生の出願資格から返還方法までの貸付規則に定められている事項を記載していますので、これらの点を十分理解し、家族とも相談の上、申請してください。

1 奨学生の種類と貸付限度額

	修学資金 (月額・限度額)	入学支度金 (限度額)
国公立高等学校	18,000円	60,000円
私立高等学校	30,000円	100,000円
国公立大学	48,000円	240,000円
私立大学	60,000円	300,000円
国公立専修学校	18,000円	60,000円
私立専修学校	30,000円	100,000円

※入学支度金は、新入学者に限り初回1回のみ貸付け

※修学資金は3か月分ずつ、年4回貸付け

2 申請資格

- (1) 保護者が江田島市内に居住する者
- (2) 令和8年4月から学校教育法に規定する大学等（短期大学・専修学校含む）に入学又は令和8年4月1日時点で在学中の者
- (3) 令和8年4月から学校教育法に規定する高等学校・高等専門学校に入学又は令和8年4月1日時点で在学中の者
- (4) 他の奨学生の貸与を受けていない者
- (5) 保護者が市税及び市の各種徴収金について滞納していないこと
- (6) 学習に意欲を持つ者

(注) 上記の大学とは、学校教育法による大学の学部・学科（課程）をいい、国・公・私立及び昼・夜間は問いません。ただし、大学の通信教育部・別科、放送大学、自治医科大学、産業医科大学、防衛大学校等は対象になりません。

3 貸付について

- (1) 貸付利息 無利子
- (2) 貸付期間 令和8年4月から正規の修業期間まで
- (3) 貸付時期 原則として、3か月分をまとめて定められた月に奨学生指定の口座に振り込みます。
入学支度金は初回貸付時に一括して振り込みます。



4 返還について

卒業後1年以内を据置き、その翌年から貸付けを受けた期間の3倍以内の期間で返還しなければなりません。

最終学校を卒業した翌月から1年（据置期間）以内に江田島市に居住し、かつ返還開始年度から継続して5会計年度（注1）の期間居住をした場合に貸付額の1/2を返還免除することができます。

（注1）会計年度…毎年4月1日から翌年3月31日の期間

毎年度、返還猶予申請を行い、審議会による認定を受けた上で、5会計年度の期間江田島市に居住している場合に、貸付額の1/2額の返還免除申請をすることができます。
市税等に滞納がある場合は対象外です。

5 提出書類

- (1) 奨学金貸付申請書（様式第1号）
- (2) 江田島市奨学生推薦調書（様式1号の2）
- (3) 住民票謄本：世帯員全員記載のもの
- (4) 所得課税証明書
 - ・収入がある世帯員全員分の令和7年度所得課税証明書を提出してください。
 - ・税務課、各支所又は市民サービスセンターにて発行できます。
 - ・発行手数料がかかります。
- (5) 入学許可証の写し又は在学証明書：学生証の写しは不可
- (6) 年間の授業料が分かる資料：（例）学校ホームページの授業料紹介ページの写し等
- (7) 個人情報閲覧に関する同意書

6 提出先

教育委員会又はお近くの市民センター等

7 提出期間

令和8年4月1日（水）から4月20日（月）まで

- ・期間内に江田島市市教育委員会、本庁、市民センター、市民サービスセンター等へ必要書類を提出してください。
- ・ゆめタウン江田島店内にある市民サービスセンターは土・日の受付が可能です。

8 採否決定の時期と通知

採否の決定通知は、江田島市奨学金貸付条例に基づいて定められた江田島市奨学金貸付条例施行規則等による選考後、5月末頃に申請者全員に送付します。

<お問い合わせ先>

江田島市能美町中町 4859 番地 9
江田島市教育委員会 学校教育課
電話 0823（43）1900